

自宅外月額支給早期化に係る手続きについて

1. 「自宅外月額支給早期化」とは・・・

高校在学時に日本学生支援機構給付奨学金に申込み、採用候補者となっている方で、大学入学後、「自宅外通学」になる方を対象とし、以下の提出期限までに必要書類を不備なく提出した場合、奨学金初回振込日より自宅外月額を受給することができる制度です。

※期限までに書類が揃わない場合は、大学入学後に提出を受付けます。その場合、審査が完了するまでは自宅月額による交付となり、審査が完了すると4月以降（入居月が4月の場合）の自宅外月額との差額分が振り込まれます。

【例1】4月始期で自宅外通学となる予定で、下記3の申請書類を期限内に提出できる場合

下記3の申請書類を期限内に提出し、「採用候補者の手続き」（入学予定者特設サイト掲載予定）を不備なく行った場合、奨学金の初回振込日は5月となります。初回の振込金額は、4月と5月分の自宅外月額（2ヵ月分）となります。

【例2】4月始期で自宅外通学となる予定で、下記3の申請書類を大学入学後に提出する場合

「採用候補者の手続き」（入学予定者特設サイト掲載予定）および自宅外証明書類を大学が定める期限（大学入学後に案内予定）までに提出した場合、初回振込日は5月となりますが、自宅外証明書類の審査が完了するまでは自宅月額での交付となります。自宅外証明書類の審査が完了し、自宅外月額での交付となるのは7月の予定です。その場合、7月の振込金額は4～6月分の自宅外月額との差額および7月の自宅外月額（1ヵ月分）となります。

2. 対象者

令和7年度大学等予約採用における給付奨学生採用候補者のうち、下記4の提出期間に下記3に示す自宅外通学に係る証明書類等（入寮の事実がわかるもの、賃貸借契約書の写し等）を提出できる方

3. 申請書類

- ① [通学形態変更届（自宅外通学）](#) ←文字をクリックするとダウンロードできます。
- ② 自宅外通学証明書類 ※①のP.3～4「自宅外通学要件確認チャート」にて該当する書類を確認

4. 提出期間

2025年2月28日（金）～2025年3月14日（金）必着

5. 提出先

〒814-8511 福岡市早良区西新6丁目2番92号 西南学院大学 学生課 厚生係宛て
封筒に「自宅外月額支給早期化に係る申請書類在中」と朱書きの上、ご郵送ください。

（裏面へ続く）

6. Q&A

Q1. まだ住居が決まっておらず、提出期限までに賃貸借契約書等が準備できないのですが、どうしたらよいでしょうか。

A1. 提出書類が全て揃ってから大学入学後に申請してください。

Q2. 自宅外月額を希望する場合は、必ず進学前に手続きを行う必要があるのでしょうか。

A2. 進学前に必ず手続きを行わなければならないわけではありません。書類が揃わない場合は、大学入学後に提出することもできます。ただし、自宅外支給月額による交付は遅れますが、審査が完了すれば入居月に遡って差額分が支給されます。

Q3. 国際寮に入寮が決まっています。その場合の自宅外通学証明書類はどこで取得できますか。

A3. 入寮が決定した際に交付している「入寮許可通知」を提出してください。

「入寮許可通知」に居室番号の記載がない場合は、国際センター（092-823-3022）へお問い合わせください。

【問い合わせ先】

学生課厚生係（2号館3階）

TEL: 092-823-3312

Email: osa-wel@seinan-gu.ac.jp